

令和5年2月16日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和5年2月15日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |       |   |               |                          |   |   |   |  |
|-------|---|---------------|--------------------------|---|---|---|--|
| (1) 名 | 称 | クリニックドクターメンタル |                          |   |   |   |  |
| (2) 所 | 在 | 地             | 東京都港区芝五丁目27番5号 山田ビル201号室 |   |   |   |  |
| (3) 開 | 設 | 者             | 田中 宗親                    |   |   |   |  |
| (4) 指 | 定 | 取             | 消                        | 年 | 月 | 日 | 令和5年2月17日                                      |
| (5) 根 | 拠 | と             | な                        | る | 法 | 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第80条第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号 |

#### 2. 保険医の登録の取消

- |       |   |            |   |   |   |   |  |
|-------|---|------------|---|---|---|---|--|
| (1) 氏 | 名 | 田中 宗親（39歳） |   |   |   |   |  |
| (2) 登 | 録 | 取          | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和5年2月17日                              |
| (3) 根 | 拠 | と          | な | る | 法 | 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第81条第1号、第2号及び第3号 |

### 【行政処分に至った経緯】

当該医療機関に継続して外来受診しているが、領収証には在宅医療として記載されている旨の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、診療録には訪問診療を行っている旨の記載があり、在宅患者訪問診療料が請求されていた。また、このほかの在宅患者訪問診療料が請求されていた複数の患者について、通院困難とする医学的な根拠がはっきりしないものが多数認められたことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、訪問診療に係る不正な診療及び請求が強く疑われたことから指導を中止し、令和元年9月9日から令和3年10月25日まで計14回の監査を実施し、結果として【行政処分の主な理由】に記載した事実を確認した。

#### 【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (5) 保険医療機関又は患家以外の場所で定期的に診療を行い、これを保険診療として、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

#### 【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	137件
不正請求額	2,562,797円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。